

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

意見聴取制度

Q : 税理士による意見聴取制度とは、どんな制度なのですか？

A : 申告の際に書面添付をすれば、税務調査の前に税理士の意見が言える場が設けられるという制度で、これによって調査がなくなるということもあります。

【解説】

書面添付による意見聴取制度は、平成13年度の税理士法改正で創設された制度で、申告についての税理士の意見を開示する仕組みを制度的に保証しようというものです。

つまり、税理士法33条の2の書面を申告書に添付しておけば、直接、税務調査が行われず、まずは税理士による意見聴取が行われ、そこで、信頼性が確保できれば調査が省略されることもあるというもので、納税者にとっては、いわば、税務調査の防波堤のようなものと期待されているところでもあります。

しかし、意見聴取があれば必ず税務調査がなくなるというものでもなく、その省略割合は、平成18年度で32.9%(平成17年度は31.6%)と3割程度しか省略されていません。

また、書類添付割合も平成18年度では、全体の5.4%、平成17年度では4.9%といずれも低調で、意見聴取割合も平成18年度は3.5%、平成17年度は3.5%でこちらも低い数字となっています。

税理士会では、さきごろ、書面添付の普及と定着についてと題する要望書を国税庁長官に提出して、更なる取り組みをしていくとしています。

